

議案第101号

### 大阪市入港料条例の一部を改正する条例案

大阪市入港料条例（昭和51年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1円45銭」を「1円48銭」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条第3項中「市長が」を「市規則で」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

入港料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市入港料条例 (抄)

(入港料の徴収)

第2条 省 略

2 前項の入港料の額は、1回の入港について、1円45銭 (消費税法施行令 (昭和63年政令第  
**1円48銭**

360号) 第17条第2項第3号に規定する船舶については、2円70銭) 以内で市長が 定める額  
**市規則**で

に当該船舶の総トン数を乗じて得た額とする。

3 入港料の徴収方法は、市長が 定める。  
**市規則**で